

(一社) 大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この交付要綱は、大津市スポーツ協会加盟競技団体が主催する市民を対象とした教室開催の経費を補助することにより、加盟競技団体の充実を図り、また、市民の健康体力づくりと生涯スポーツの普及振興を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象)

第2条 大津市スポーツ協会加盟競技団体が主催する、広く市民が参加できる教室。

(交付対象者)

第3条 この交付要綱による補助金の交付を受けることができる者は、大津市スポーツ協会加盟競技団体長とする。

(補助額及び対象額)

第4条 この交付要綱による補助金の額及び対象経費、交付条件は別表のとおりとする。

(交付申請書)

第5条 補助を受けようとする団体長は、交付申請書に、事業計画書・収支予算書・開催要項を添付し、大津市スポーツ協会へ提出する。

2 前項の申請は原則として教室開催日の1ヶ月前までに行わなければならない。

3 教室の開催は2月末日までとする。

(決定通知書)

第6条 交付申請書受領後、内容を精査し、補助金交付決定通知書を団体長宛に通知する。

(実績報告書)

第7条 補助対象の教室終了後、20日以内に実績報告書・事業報告書・収支決算書・対象経費の支払い済書(領収書等)の写し、教室の結果(成果)を大津市スポーツ協会へ提出する。

(補助金確定通知書)

第8条 実績報告書受領後、内容を精査し、補助金確定通知書を団体長宛に通知する。

(交付請求書)

第9条 団体長は、補助金確定通知書を受領後、すみやかに交付請求書を大津市スポーツ協会へ提出する。

(支払い)

第10条 大津市スポーツ協会は、交付請求書受領後すみやかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この交付要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、大津市スポーツ協会が協議して決定する。

附 則

1 この交付要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

補助額	1競技団体あたり上限10万円(事業費の2分の1)
補助対象経費	報酬・消耗品費・食糧費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・使用料及び賃借料とする。 (施設使用料等は、施設管理者と事前協議し、できる限り使用料の減免を受けること。怠慢等により、減免を受けなかった場合は、減免分を差し引き支給する。また、虚偽等による場合は、全額支給しない。)
交付条件	教室開催補助は、各加盟競技団体、年1回とする。 教室開催は、年2回以上とする。(参加人数は、20名を下回らないよう留意する。)